

# 土木工事の積算に用いる設計単価等の取扱いについて

## 1 趣旨

この取り扱いは、川口市が発注する土木工事及びこれに係る業務委託の積算で使用する設計単価、施工歩掛の決定方法等について定めるものとする。ただし、別途発注部局の規定等がある場合は、それを優先する。

## 2 積算に用いる設計単価・歩掛等の適用時期

設計単価・歩掛等の適用時期は、原則執行伺当月を用いること。なお、予算執行伺の起案日が当月6日以前であれば、前月の設計単価・歩掛等を用いることができる。

## 3 設計単価

### (1) 採用順位

採用順位は、原則として次のとおりとする。

- ① 埼玉県土木工事設計単価表
- ② 物価資料
  - ア 建設物価等（「建設物価」「Web 建設物価」「土木コスト情報」「デジタル土木コスト情報」）
  - イ 積算資料等（「積算資料」「積算資料電子版」「土木施工単価」「土木施工単価電子書籍」）
- ③ 資材価格特別調査（別に定める「土木工事の積算に用いる資材価格特別調査取扱い要領」の対象資材
- ④ 見積り（建設業団体からは、見積りを徴取しないこと。）

### (2) 物価資料の取扱い

#### ① 公表価格について

公表価格で掲載されている価格は、設計単価として採用しないこと。ただし、公表価格のうち実態調査結果として掲載されている価格（平均）を採用できることとする。

#### ② 適用都市欄の採用順位

採用順位は、さいたま → 関東 → 全国 → 東京とする。

#### ③ 設計単価の決定方法

（1）（2）ア及びイの掲載価格の平均値を設計単価とし、価格の掲載が一方のみにある場合は、その価格を設計単価とする。ただし、適用都市名があ

り価格欄が流通無し等(表示がー、…、☆)の場合は、価格の掲載がないものとみなし、もう一方の価格を設計単価とする。

なお、(1)②ア及びイ共に価格欄が流通無等となっている場合は、採用しない。

また、適用都市が異なる場合でも掲載があれば平均値を採用単価とする。

例：「建設物価」適用都市：さいたま 「積算資料」適用都市：関東

### (3) 資材価格特別調査の取扱い

資材価格特別調査は、市場の実勢取引価格を調査機関に委託して調査することをいい、その取扱いについては「土木工事の積算に用いる資材価格特別調査取扱い要領」による。

### (4) 見積の取扱い

見積りの取扱いについては、「土木工事に係る見積り取扱い要領」による。

### (5) 設計単価の端数処理

原則として、設計単価の端数処理は行わない。なお、小数点以下は切り捨てとし、単価が負の値の場合は、小さくなる方へ整数丸めとする。

例：平均値 -95.5 円/kg の場合 → 設計単価は -96 円/kg

ただし、別途端数処理の規定等がある場合は、それを優先する。

## 4 歩掛

### (1) 採用順位

採用順位は、原則として次のとおりとする。

- ① 埼玉県土木工事標準積算基準書
- ② 国等の歩掛(国が資本金を出資している法人又は国が構成員となるいる委員会等が作成した歩掛を含む。)
- ③ 見積り(建設業団体からは、見積りを徴取しないこと。)

### (2) 見積の取扱い

見積りの取扱いについては、「土木工事に係る見積り取扱い要領」による。

## 附則

この取扱いは、令和7年12月1日から施行する。